マテリアル先端リサーチインフラ設備供用拠点利用規程
（ARIM 計測・分析分野）

（趣旨）

第１条　大阪大学マテリアル先端リサーチインフラ設備供用拠点設置要項第７条の規定に基づき、ARIM 計測・分析分野（以下「分野」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請及び承認）

第２条　分野を利用しようとする者は、あらかじめ所定の様式によりマテリアル先端リサーチインフラ管理運営委員会（以下「委員会」という。）に利用申請を行い、その承認を得なければならない。

２　委員会は、前項の規定による申請を受理した場合において、当該申請が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

３　分野の利用形態は、委託事業とする。

（支援利用負担金）

第３条　分野の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表の当該分野の利用に要する費用（以下「利用負担金」という。）を納付しなければならない。

（請求）

第４条　分野利用負担金は、月の初日から末日までの１ヶ月を単位として集計し、半年毎に請求を行う。

２　分野の利用期間が終了した場合は、前項にかかわらずその翌月に請求を行う。

３　分野利用期間を１年と設定した場合の利用負担金は、利用開始月に請求を行う。

（通知）

第５条　前条の規定に基づく分野利用負担金の請求は、利用者に請求書を送付して行う。

（支払）

第６条　利用者は、分野利用負担金を指定する期日までに本学が指定する金融機関口座に振り込まなければならない。

２　分野利用負担金を振り込む際の振込手数料は、利用者の負担とする。

（利用上の注意）

第７条　利用者は、本学の秩序の維持及び施設、研究設備・機器の保全に留意しなければならない。

（利用承認の取り消し等）

第８条　委員会は、次の各号の一に該当するときは、第２条第２項の承認の取り消し又は利用を停止させることができる。

（１）　利用者がこの取扱要領に違反し又は分野の利用に重大な支障を生じさせたとき。

（２）　指定する期日までに分野利用負担金が振り込まれなかったとき。

（損害賠償）

第９条　利用者は、故意又は重大な過失によりその利用に係る施設や研究設備・機器を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

附　則

この規程は、令和４年５月９日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この改正は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年８月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和７年３月１７日から施行する。

別表　分野にかかる利用負担金

利用形態	利用者機関	利用負担金	
		1 件／日	1 件／年
高度設備 機器利用 技術補助 技術代行 技術相談 共同研究	大学・公的研究機関	31,000 円 （37,200 円）	―
	民間企業等	58,200 円 （69,800 円）	1,000,000 円
通常設備 機器利用 技術補助 技術代行 技術相談 共同研究	大学・公的研究機関	27,600 円 （33,100 円）	―
	民間企業等	54,700 円 （65,600 円）	1,000,000 円

（別表注記）

1．委託事業は支援内容や成果の公開を条件とする。

2．利用負担金は、1 申請課題当たりとする。

3．括弧内はデータ提供無しの場合の料金とする。

4．Thermo Fisher Scientific 製 FIB-SEM Scios 2、および日立製 FIB FB-2000 については、ガリウムイオン源の消耗品費用として、使用時間 1 時間当たり 1,900 円を、カーボンは使用時間 1 時間当たり 1,800 円、白金は使用時間 1 時間当たり 9,000 円を別途徴収する。

5．民間企業等における 1 年間の利用負担金については、利用開始月が年度途中の場合、月割りにすることができる。ただし、最大利用日数は 24 日とし、月割りの場合は 1 月あたり 2 日として減算する。